

新型コロナウイルス関連 information

南風原町はコロナウイルスに関する様々な支援を行っております。

はえるん商品券 無料配布 ※引換券は3密対策のため7月中に分散郵送します。

【問】町商工会（商品券に関すること） ☎：888-4477
産業振興課（引換券に関すること） ☎：889-4430



すべての世帯が必ず受け取れるように商品券を準備しています。引換の際は3密にならないよう、みなさまの協力をよろしくお願いいたします。

商品券サイトはこちら▶

<https://haerungift.haeshoko.net>



新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地域経済低迷からの回復および町内事業所を支援するため「はえるん商品券（1人あたり3,000円分）」を無料配布いたします。町から郵送される引換券（はがき）および身分証明書等を持参のうえ、引換所で商品券と引換してください。

引換期間 7月19日(月)～11月1日(月)

利用期間 7月19日(月)～11月30日(火)

引換場所 町内イオン、丸大、サンエー、くがに市場など
注意 期間を過ぎた場合、引換・利用ができなくなります。引換場所や利用可能場所は、はがきに記載されていますのでご確認ください。引換には、引換券（はがき）および身分証明書が必要です。

国保年金課からのお知らせ

【問】国保年金課 ☎：889-1798

傷病手当（コロナの影響で会社を休んだ方へ）

傷病手当金は、南風原町国民健康保健の加入者が新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われることにより会社を休み、事業主から十分な給与等が受けられない場合に支給されます。以下①～④いずれにも該当する方は対象となりますので、ご確認ください。詳しくは町ホームページをご確認いただくか、国保年金課へお問い合わせください。

対象

- ①～④いずれにも該当する方
- ①南風原町国民健康保険に加入している方
- ②新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあり、療養のために働くことができなくなった方
- ③令和2年1月1日から令和3年9月30日までの間に仕事を休んだ方
- ④給与等の支払いが全部または一部受けられなくなった方

申込み

郵送または窓口にて申請

※申請には事業主の証明と医師の証明（医療機関を受診した場合のみ）が必要です。

国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方で一定の要件を満たす方は、申請により国民健康保険税の減免を受けることができます。詳しくは町のホームページをご確認ください。

申込み

令和4年3月31日(木)まで



こども課からのお知らせ

【問】こども課 ☎：889-7028

詳しい内容は町ホームページをご確認いただくか、こども課までお電話ください。

子育て世帯への生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、生活支援の観点から、低所得の子育て世帯に対し児童一人あたり5万円を給付します。

給付額 児童一人あたり5万円

対象 ①～③全てに当てはまる方

- ①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児は20歳未満）を扶養する父母等
- ②令和3年度住民税均等割が非課税または令和3年1月1日以降の収入が急変し住民税非課税相当の収入となった方
- ③ひとり親世帯に対する給付金（児童一人あたり5万円）を受け取っていない方



保育料の助成（町外認可外施設ご利用の方）

町外認可外保育施設に通う児童において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、登園せず家庭保育を行った町内在住世帯に対し保育料助成を行います。

対象

- 町内在住で、町外の認可外保育施設に通う児童
- 助成の対象とならないもの
 - ①給食費、行事費等
 - ②企業主導型保育施設に通う児童
 - ③幼児教育・保育無償化の認定を受けたもの
 - ④南風原町の他の助成金等と重複するもの

助成対象期間

6月8日(火)～7月11日(日)
※新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、期間が変更となる場合があります。

提出書類

①交付申請書、欠席証明書兼保育料納入済証明書、交付請求書 ②保護者の通帳の写し
※申請書は町のHPよりダウンロードまたは、こども課窓口にて受け取ってください。

申込み 8月31日(火)まで

高齢者移動支援

新型コロナワクチンの接種会場へ行くことが困難な高齢者を対象に、タクシー・介護タクシーを利用した移動支援を実施します。

▶対象

- ①65歳以上の独居高齢者
- ②65歳以上の高齢者のみ世帯
- ③65歳以上の高齢者

のうち自家用車がない、家族の支援が受けられない等のやむを得ない理由により新型コロナワクチン接種会場までの移動手段がない方。

▶支援内容

1回の乗車にかかる運賃(上限840円)を1世帯あたり4回(2回接種の往復分)を助成します。

※上限額を超えた分は自己負担となります。
※介護タクシーを利用した場合は、上限額が1,340円となります。
※上限未済の場合でもお釣りはできません。

▶実施期間

9月30日(木)まで



サービスの流れ

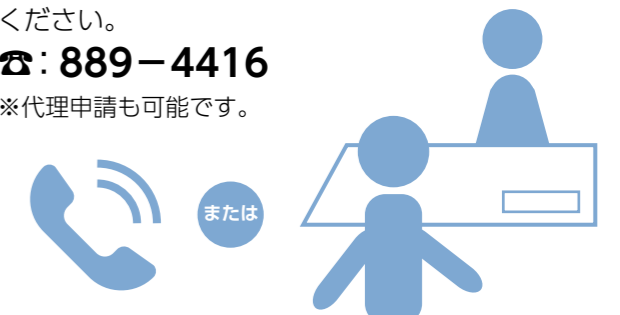
① 新型コロナワクチン接種の予約をとる

電話またはWebにて予約をしてください。
☎：882-7667



② 高齢者移動支援の申請を行う

南風原町役場保健福祉課にて高齢者移動支援チケットの申請をしてください。申請は電話または保健福祉課まで直接お越しください。
☎：889-4416
※代理申請も可能です。



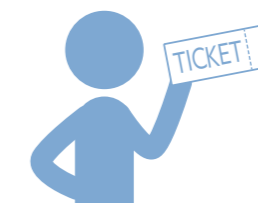
③ チケットの交付

対象条件を確認し、高齢者移動支援チケット4枚を交付します。



④ 接種当日

南風原町が契約しているタクシー業者へ連絡をし予約、会場までのタクシー料を高齢者移動支援チケットで支払います。※上限額を超えた場合は、ご自身で追加支払いをお願いします。



⑤ 接種後

接種後も南風原町が契約しているタクシー業者へ連絡をし、乗車、帰宅ください。※上限額を超えた場合は、ご自身で追加支払いをお願いします。

